

**情報セキュリティ対策推進会議第 5 回会合の開催について****－「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」の改定－**

本日、「情報セキュリティ対策推進会議」(議長:竹歳内閣官房副長官)の第5回会合が官邸大会議室において開催された。その概要は以下のとおり。

**「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」の改定**

政府機関統一基準群のうち、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」(平成 23 年 4 月 21 日情報セキュリティ政策会議決定)を改定。

主な改定点は、以下のとおり。

- 標的型攻撃に対する技術的な対策の明確化、災害時における情報システムの継続的な運用の確保等、新たな脅威等への対応
- IPv6 技術の導入に伴う対策や情報を取り扱う区域のクラスに応じた対策の実施等、情報技術・利用環境の変化への対応
- すべての遵守事項について、各府省庁における確実なリスク分析の実施を促し、基準運用の実効性を向上

※なお、他の政府機関統一基準群の文書である「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範」、「政府機関の情報セキュリティ対策における政府機関統一管理基準及び政府機関統一技術基準の策定と運用等に関する指針」、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」(平成 23 年 4 月 21 日情報セキュリティ政策会議決定)の改定については、情報セキュリティ政策会議において後日、審議される予定。

(詳細については別添資料参照)

**【本件に関する問い合わせ先】**

内閣官房情報セキュリティセンター (NISC)

内閣参事官 木本 裕司

電話 03-3581-3959

※ 本会合の会議資料等は、内閣官房情報セキュリティセンターのホームページにおいて公表する。

<http://www.nisc.go.jp/conference/suishin/index.html>

昨今の政府機関等を対象とした標的型攻撃の顕在化、情報技術や利用環境の変化に対応し、運用の更なる実効性の向上等を図るため、[政府機関統一技術基準を見直し](#)

## ○新たな脅威等への対応 **標的型攻撃に対する技術的な対策の明確化、災害時の継続的な運用**



- \* 標的型攻撃対策に関する項を設け、侵入及び感染拡大防止に関する遵守事項を追加
- \* パスワードを設定する時は、必要なセキュリティ上の強度を持つような機能の設定等の規定を追記
- \* 可用性を担保するため、通信回線装置の設定情報のバックアップ等に関する規定を追記

## ○情報技術・利用環境の変化への対応 **IPv6技術の導入対策、区域における対策の明確化**



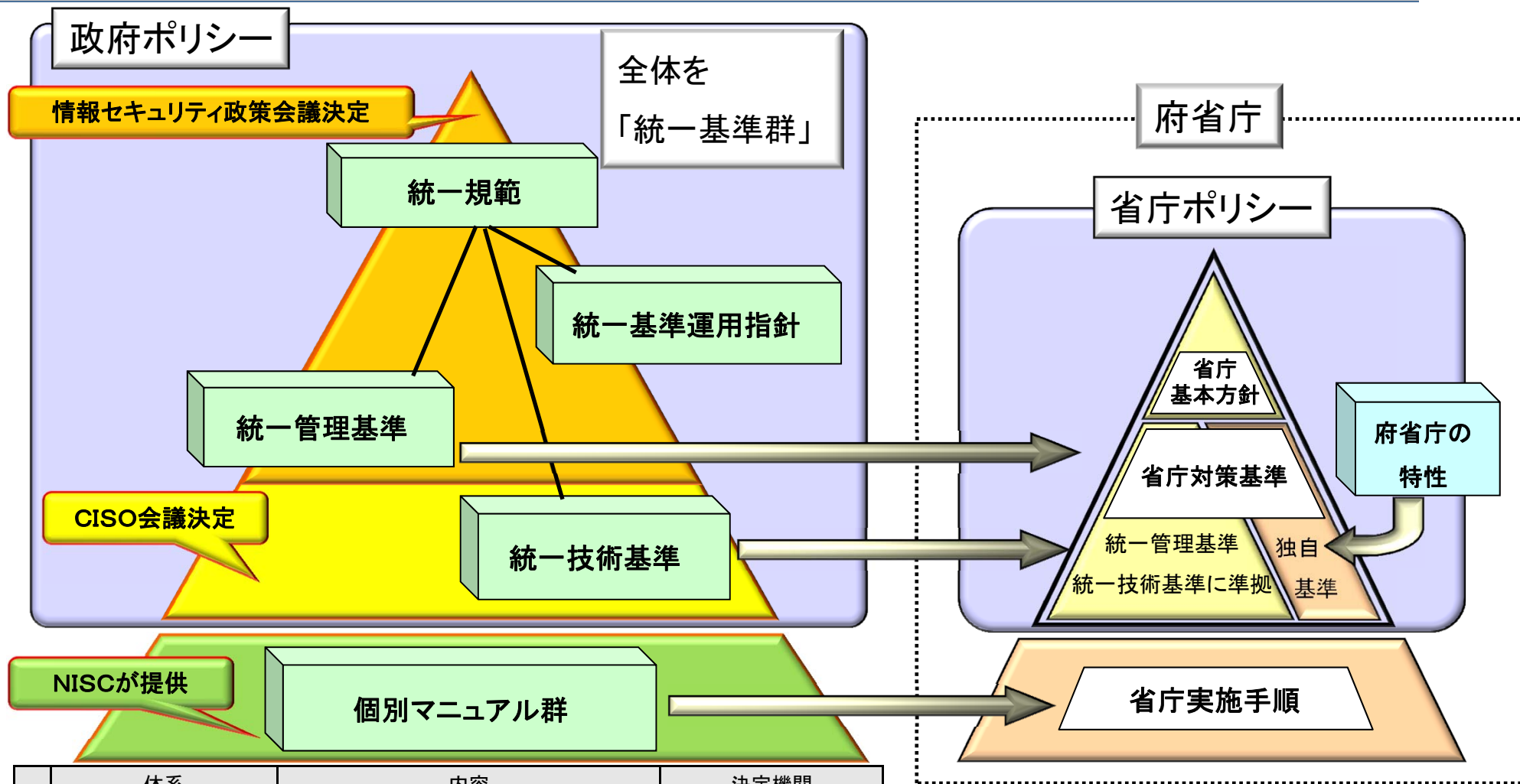
- \* 準拠製品の選択、フィルタリング機能の適切な設定等、IPv6技術の導入に伴う対策を追加
- \* 情報を取り扱う区域にクラス区分を設け、クラスに応じた対策の実施に関する規定を追加

## ○基準運用の実効性の向上 **リスク分析の実効性を確保**



- \* 従来の「基本遵守事項」(必須)と「強化遵守事項」(必要に応じて実施)の枠組みを廃止し、すべての遵守事項について、各府省庁における確実なリスク分析の実施

# 政府機関統一基準群と省庁対策基準との関係（参考）



**府省庁は、省庁ポリシー等に基づき  
情報セキュリティ対策を実施**

	体系	内容	決定機関
1	統一規範	情報セキュリティ基本方針	政策会議
2	統一基準運用指針	情報セキュリティマネジメントの指針	政策会議
3	統一管理基準	情報セキュリティポリシー（基本編）	政策会議
4	統一技術基準	情報セキュリティポリシー（技術編）	CISO等連絡会議

※ 統一技術基準については、各府省庁において技術的対策を柔軟に講じられるよう統一基準と決裁を分離し、より機動的な運用を可能としている。